



スマホでお手続きの方へ

前画面に戻るときは、のボタンを押してください。

※×や完了ボタンを押すとが閉じてしましますのでご注意ください。

修学旅行キャンセル保険

重要事項等説明書

この重要事項等説明書は、ご契約に際しお客さまにご理解いただきたい大切な内容が記載されていますので、ご契約前に必ずお読みいただき、お申込みいただきますようお願いします。また、被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。

この書面は、契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約をご確認ください。

契約概要 …保険契約の内容を理解いただくための事項です。

注意喚起情報 …ご契約に際してご契約者にとって不利益となる可能性のある事項等、特にご注意いただきたい事項です。

1 商品のしくみと補償内容

契約概要

注意喚起情報

(1)商品のしくみ

修学旅行キャンセル保険(※1)は、被保険者が突然の入院や通院など修学旅行等(※2)(以下、修学旅行といいます)に行くことができなくなった場合にかかるキャンセル料を補償する保険です。

なお、行くことができなくなった事由により補償される割合が異なります。詳しくは(2)補償内容「保険金をお支払いする主なキャンセル事由／てん補割合」の表をご確認ください。
(※1)修学旅行キャンセル保険は費用の保険普通保険約款に

Travelキャンセル費用特約をセットした商品の名称です。
(※2)修学旅行キャンセル保険の補償対象は修学旅行のほか、林間学校、スキー教室、部活動の合宿など学校が主催する学校行事の国内旅行(宿泊を伴わないものを含みます)です。

修学旅行キャンセル保険

普通保険約款

費用の保険普通保険約款

補償に関する特約

Travelキャンセル費用特約

(2)補償内容

被保険者に下表に掲げるいずれかの事由が生じ、これを直接の原因として修学旅行の全部または一部に行くことができなくなったことで、被保険者(契約者)がキャンセル料を負担した場合に保険金をお支払いします。

お支払いする保険金の額は以下のとおりです。
お支払いする保険金(※)=キャンセル料×キャンセル事由に応じたてん補割合

(※)保険金額を限度とします。なお、既にお支払いしている保険額を差し引いた残額を限度とします。

詳しくは普通保険約款・特約をご参照ください。

保険金をお支払いする主なキャンセル事由	てん補割合
①被保険者が死亡した場合	
②被保険者の配偶者または親族が死亡した場合 ただし、旅行開始日を含め遡って31日以内の 場合に限ります。	
③被保険者が旅行開始日を含め遡って7日以内 に入院する場合	
④被保険者が旅行開始日またはその前日に通院 した場合(※1) なお、旅行開始日に被った傷害により旅行開始 日の翌日に通院した場合は旅行開始日に通院 したものとみなします。	
⑤被保険者の配偶者または親族が旅行開始日を 含め遡って7日以内に入院することに伴い看護 または介護を行う場合	
⑥被保険者の配偶者または親族が旅行開始日 またはその前日に通院したことに伴い看護または 介護を行った場合	
⑦被保険者が常時居住している家屋に以下の 損害が発生した場合 ただし、旅行開始日を含め遡って31日以内の 場合に限り、また、家屋の機能の喪失または低下 を伴わない損害は除きます。 ・火災(落雷)、破裂または爆発(※2) ・風災(※3)、雹(ひょう)災または雪災(※4) ・水災(※5) ・地震、噴火またはこれらによる津波	100%
⑧被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗 予定の交通機関に運休、欠航または2時間以上 の遅延が発生した場合 ただし、運行時刻が定められている交通機関 に限ります。	
⑨被保険者が裁判員の参加する刑事裁判に関する 法律に定める裁判員または補充裁判員に選任され裁判所へ出廷する場合	
⑩被保険者が勤務先の業務命令により旅行日程 内に日本国外への出張または国内の宿泊を 伴う出張を余儀なくされた場合	
⑪気象庁による特別警報が発表された場合	
⑫被保険者が旅行開始日またはその前日に交通 事故(※7)を起こした場合	
⑬被保険者が旅行開始日またはその前日に第三 者の葬儀に参列した場合	
⑭被保険者が道路交通法に定める免許の取消し、 停止等の処分を受けた場合 ただし、旅行開始日を含め遡って7日以内の 場合に限ります。	50%
⑮被保険者に妊娠の事実が判明した場合 ただし、旅行契約等申込時に妊娠の事実が 判明していた場合を除きます。	
⑯被保険者が飼っている犬または猫が死亡した 場合 ただし、旅行開始日を含め遡って7日以内の 場合に限ります。	
⑰被保険者が次に掲げる事由に該当する場合 ア. 指定感染症等(※8)にかかったことにより 医師の判断で宿泊療養または自宅療養を 余儀なくされたまたは入院(③)に該当する 場合を除きます。)することになった場合 イ. 国、地方公共団体または医師により指定感染 症等(※8)にかかった疑いがあると判断 されたため行った検査の結果が判明して いない場合 ウ. 感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律に基づき健康状態の報告 を求められた場合	30%
⑱被保険者が法令に基づき設置された対策本部 の長または地方公共団体の長による法令に 基づく外出自粛要請に従い、外出を自粛した 場合	
⑲被保険者が旅行日程内に参加することを予定 していたイベント(※9)が中止または延期とな った場合	

(※1)通院

旅行等の実施に支障をきたすために、通院を余儀なくされた場合に限ります。

(※2)破裂または爆発

気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(※3)風災

台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

(※4)雪災

豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩(なだれ)をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪水または除雪作業による事故を除きます。

(※5)水災

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ(※6)・落石等をいいます。

(※6)土砂崩れ

崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

(※7)交通事故

車両の交通によって生じた人の死傷もしくは物の損壊をいい、警察へ届け出た事故に限ります。

(※8)指定感染症等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症のうち、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症をいいます。

(※9)イベント

演劇、コンサート、スポーツ・競技会その他これらに類似の興行をいい、予めチケットを購入しているものに限ります。

(3)保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合は、次のとおりです。詳しくは、普通保険約款・特約をご参考ください。

①被保険者の犯罪行為または闘争行為

②被保険者に対する刑の執行

③被保険者が法令に定められた運転資格を持たず、または酒に酔った状態もしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等(※1)を運転している間に生じた事故

④保険契約者、被保険者(※2)またはこれらとの法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反

⑤差押え、収用、没収、破壊等国または公共機関の公権力の行使。

ただし、消防または避難に必要な措置としてなされた場合を除きます。

⑥戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(※3)

⑦核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑧放射性物質もしくは放射性物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑨直接であると間接であるとを問わずテロ行為(※4)によってまたはテロ行為(※4)の結果として生じた損害

など

(※1)自動車

旅行等の実施に支障をきたすために、通院を余儀なくされた場合に限ります。

(※2)破裂または爆発

気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(※3)風災

台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

(※4)雪災

豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩(なだれ)をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪水または除雪作業による事故を除きます。

(※5)水災

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ(※6)・落石等をいいます。

(※6)土砂崩れ

崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

(※7)交通事故

車両の交通によって生じた人の死傷もしくは物の損壊をいいます。

(※8)指定感染症等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症のうち、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症または新感染症をいいます。

(※9)イベント

演劇、コンサート、スポーツ・競技会その他これらに類似の興行をいい、予めチケットを購入しているものに限ります。

2 保険期間および保険責任開始日

契約概要

保険契約お申込み後、保険契約が成立した時点から補償が開始されます。

補償の終了は、旅行終了日の午後12時となります。

(注)この保険の保険期間は最長1年間となります。保険契約お申込みから旅行終了日が1年を超える旅行予約のお引受けはできません。

3 引受条件(保険金額など)について

契約概要

この保険の保険金額は保険契約申込時点の旅行代金(税込)で、契約内容確認記載の金額です。

(2)契約者・被保険者

契約者は修学旅行代金を負担する被保険者の保護者の方(18歳以上)、被保険者は修学旅行に行われる生徒の方(18歳以下)となります。

4 保険料のお支払いについて

契約概要

保険料は一括払いで、クレジットカードにてお支払いいただけます。

5 保険証券

この保険は保険証券の発行は行いません。

ご契約内容は、当社マイページから契約内容確認証をダウンロードしてご確認ください。

6 事故が発生した場合

事故が発生した場合は、当社マイページから当社までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできません。

保険金の請求を行うときは普通保険約款・特約に定める書類等(キャンセル事由を証明する書類、キャンセル料およびキャンセル料の支払いを確認できる領収証、等)をご提出いただけます。

この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。当社・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

ただし、保険契約等申込時に伴う損害賠償責任を負う場合は、保険契約等申込時に伴う損害賠償責任を負う場合を除きます。

なお、旅行開始日前に保険契約等申込時に伴う損害賠償責任を負う場合は、保険契約等申込時に伴う損害賠償責任を負う場合を除きます。

ただし、旅行開始日前に保険契約等申込時に伴う損害賠償責任を負う場合は、保険契約等申込時に伴う損害賠償責任を負う場合を除きます。

ただし、旅行開始日前に保険契約等申込時に伴う損害賠償責任を負う場合は、保険契約等申込時に伴う損害賠償責任を負う場合を除きます。

ただし、旅行開始日前に保険契約等申込時に伴う損害賠償責任を負う場合は、保険契約等申込時に伴う損害賠償責任を負う場合を除きます。

ただし、旅行開始日前に保険契約等申込時に伴う損害賠償責任を負う場合は、保険契約等申込時に伴う損害賠償責任を負う場合を除きます。

ただし、旅行開始日前に保険契